

率的な管理運営を推進します。

市民参加による博物館活動の推進

講座やイベントの企画・運営への市民参加を促進し、市民や子どもたちの学習、文化の発展に寄与する地域博物館として、機能の充実を図ります。

(4) 音楽によるまちづくりの推進

「音楽のまち・かわさき」を実現するため、各種イベントの開催支援、音楽に関する情報発信支援、ミューザ川崎シンフォニーホールを活用した音楽鑑賞機会の提供や各種コンサートの市内への誘致、ストリートミュージシャンのための演奏できる環境づくりなどを通じて、市民の様々な音楽学習活動の成果をまちづくりに活かしていきます。

具体的な事業

各種イベントの開催支援

市民（グループ等）が日々の音楽活動を通じて習得した成果を地域に還元し、主体的に音楽のまちを創造するための音楽イベントを開催・支援します。

音楽に関する情報発信支援

市民の音楽に関する学習ニーズに対応した情報に加え、音楽のまちの創造へ向けた市民・団体等の取組や行政の施策などを広く発信します。

ミューザ川崎シンフォニーホールを活用した音楽鑑賞機会の提供や各種コンサートの市内への誘致

ミューザ川崎シンフォニーホールを音楽によるまちづくりの拠点として位置づけ、誰でも気軽に音楽に親しむことができる環境を提供します。また、市民の音楽に対する感性を向上させるために質の高い音楽事業を展開し、優れた各種コンサートを市内へ誘致します。

ストリートミュージシャンの演奏場所の確保

川崎発の新しい音楽を全国へ発信していくため、音楽における若者文化の象徴でもあるストリートミュージシャンなどが、まちなかで演奏できる環境づくりを進めます。

基本施策 3-3 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進

少子高齢化の進展や運動機会の減少により、市民の健康・体力づくりへの関心が高まっています。また、日常のスポーツ活動の楽しみ、プロスポーツ等の観戦、スポーツボランティア活動など、「する」「みる」「支える」といったかたちで、多様なスポーツへの参画機会を充実させることが望まれています。

そのため、スポーツ施設の整備・充実に加え、スポーツ指導者の育成・活用、各種スポーツ教室や各種競技大会の開催等により、市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動を行うことができる環境づくりを進めることが求められています。

基本施策 3-3 では、行政主導型のスポーツ振興から、市民が創る・地域が担うスポーツ振興への転換を図るとともに、競技面でのスポーツ振興に加え、市民一人ひとりのライフスタイルや年齢、体力、興味に応じ、生涯を通じてスポーツを楽しむためのスポーツ・レクリエーションの環境づくりを目的とした施策を展開します。

< 展開する施策 >

(1) 生涯スポーツの推進

市民が生涯にわたって様々な形でスポーツに親しむことができる環境を整備するため、「総合型地域スポーツクラブ」などの育成、支援を進めます。また、子どもから高齢者まで地域の人々が交流できる多世代参加型スポーツ・レクリエーション活動の推進や、スポーツセンターにおけるスポーツ教室等のスポーツプログラムの提供、健康・体力保持増進のための事業を推進します。

具体的な事業

総合型地域スポーツクラブの育成 重点施策 5-

地域スポーツを通して、世代間交流や青少年の健全育成、高齢者の社会参加などの場となる、総合型地域スポーツクラブを育成し、地域住民の主体的な運営を支援します。

多世代参加型スポーツ・レクリエーション活動の推進

子どもから高齢者まで、様々な年代の市民が交流し、地域の人々のコミュニケーションを活発化させるとともに、それぞれの年代にあわせたスポーツが楽しめるイベントの開催などを推進します。

スポーツ教室など健康・体力保持増進のための事業の推進

各区のスポーツ振興の拠点であるスポーツセンターにおいて、スポーツ教室等を行うとともに、市民自らの健康と体力の保持・増進のため、地域の人々や団体と協力して、健康に関する各種教室やイベントを開催します。

(2) 競技力の向上

子どもから大人まで、スポーツ競技者が各々目標を持ち、互いに切磋琢磨して、自らの競技力

や川崎の競技レベルを向上させていくことを目指し、各種競技大会の開催を支援します。また、トップチーム・トップアスリート、スポーツ団体や協会と連携し、指導者や選手の育成を図ります。

具体的な事業

各種競技大会の開催・支援

競技スポーツの成果を発表する場としての市民各種競技大会の開催や支援を行います。

指導者の養成

市民のスポーツ活動を指導・コーディネートする指導者及び地域の競技スポーツを牽引する指導者を育成・確保するため、指導者養成講座などを開催します。

スポーツ団体・協会等との連携

川崎から世界で活躍するトップアスリートを輩出するために、トップチーム、各競技団体や協会などが連携して、選手を育成・支援する環境を整えます。

一貫した指導体制の整備

競技力向上のための一貫した指導プログラムの策定や、専任指導者の養成・確保を促進します。

(3) スポーツ環境の充実

すべての市民がスポーツ・レクリエーションに親しみ、活動できるように、スポーツ施設の整備を進めるとともに、ボランティアの育成と活動の支援を行います。

具体的な事業

スポーツ施設の管理・運営

施設の効率的・効果的な管理・運営体制の整備を図るとともに、市民の健康と体力の増進に向けた多様なプログラムの提供と支援を行います。

社会教育施設の整備（再掲 3-1-(1)- ） 重点施策 5-

市民館、図書館、青少年教育施設、博物館施設、スポーツ施設などの各社会教育施設を、あらゆる市民が利用できるよう、よりよい環境整備に努めるとともに、市民館・図書館分館の整備や、スポーツセンターの整備などを計画的に進め、市民の学びと活動の場を保障していきます。

スポーツボランティアの育成・活動の場の提供

スポーツ活動の活性化を目指して、市民によるスポーツボランティア（NPO等）、川崎市運動普及推進員（ヘルスパートナー）などを育成・支援するとともに、スポーツボランティアが活躍できる場づくりを進めます。

スポーツ情報提供の充実

地域のスポーツ・レクリエーション活動の活性化のために、施設の利用情報、スポーツイベント情報、地域のスポーツ活動情報など、スポーツに関する様々な情報を提供する仕組みづくりを進めます。

(4) ホームタウンスポーツによる魅力あるまちづくり

川崎フロンターレや東芝野球部など、本市のトップチームやトップアスリートと市民の交流を推進して、まちへの誇りと愛着を育むとともに、プロスポーツや競技スポーツの一層の振興を図ります。また、トップチーム等の活躍を通して、川崎の魅力づくりを進めます。

具体的な事業

トップチーム・トップアスリートと市民との交流、活動支援

各種競技のトップチーム・トップアスリートによる小中学校での体力づくり、地域でのスポーツ教室、ホームゲームへの招待など、市民とのふれあいを推進し、トップチームを身近に感じてもらうとともに、スポーツ活動のきっかけづくりを進めます。

市民によるホームタウンスポーツの推進

市民とトップチームなどが一体となってスポーツによる地域づくりを進めるため、ホームタウンスポーツを市民が中心となって応援し、支える体制づくりを進めます。

Jリーグクラブ支援など「みるスポーツ」の環境づくり

Jリーグクラブの活動をはじめ、川崎のホームタウンスポーツを支援し、「みるスポーツ」の環境を整備します。

大規模スポーツイベント等の開催・誘致

大規模スポーツイベント等の開催を継続的に行うことにより、市民がトップレベルのスポーツにふれて、感動を味わい、観戦や参加の楽しみを通してスポーツへの意欲を向上させることを推進します。

また、小学生・中学生・高校生を対象にしたスポーツの全国的な大会を誘致し、スポーツの拠点づくりによる地域の活性化を図るとともに、多摩川を活用したスポーツイベント等の開催を通して、川崎の魅力を市内外へ発信します。

~~市内に存在する施設や組織などの資源や環境を有効に活用して、「協働」をキーワードに、地域における生涯学習活動の成果を地域のまちづくりに反映させ、活力ある地域社会の実現や地域の教育力の向上など、幅広い効果をもたらす施策が期待されています。~~

~~基本施策 3-4 では、市民の学習成果の公益的活用を図り、生涯学習の上に成り立つ地域社会の創造を目的とした施策を展開します。~~

~~＜展開する施策＞~~

~~（1）音楽によるまちづくりの推進~~

~~「音楽のまち・かわさき」を実現するため、各種イベントの開催支援、音楽に関する情報発信支援、ミュージアム川崎シンフォニーホールを活用した各種コンサートの誘致、ストリートミュージシャンの演奏場所の確保などを通じて、市民の様々な音楽学習活動の成果をまちづくりに活かしていきます。~~

~~具体的な事業~~

~~—各種イベントの開催支援~~

~~市民（グループ等）が日々の音楽活動を通じて習得した成果を地域に還元し、主体的に音楽のまちを創造するための音楽イベントを開催・支援します。~~

~~—音楽に関する情報発信支援~~

~~市民の音楽に対する学習ニーズに対応した情報に加え、音楽のまちの創造へ向けた市民・団体等の取り組みや行政の施策などを広く発信します。~~

~~—ミュージアム川崎シンフォニーホールを活用した各種コンサートの誘致~~

~~ミュージアム川崎シンフォニーホールを音楽によるまちづくりの拠点として位置づけ、誰でも気軽に音楽に親しむことができる環境を提供します。また、市民の音楽に対する感性を向上させるために各種コンサートを誘致します。~~

~~—ストリートミュージシャンの演奏場所の確保~~

~~川崎発の新しい音楽を全国へ発信していくため、音楽における若者文化の象徴でもあるストリートミュージシャンのための演奏場所を確保します。~~

~~（2）ホームタウンスポーツによる魅力あるまちづくり~~

~~ホームタウンスポーツを地域の社会的資源であると位置づけ、市民がクラブやホームグラウンドの運営に参加・参画することによって地域の活性化に結びつけるとともに、選手と青少年が交流することを支援することによって、地域の教育力の向上を図ります。~~

~~—具体的な事業~~

~~＝トップチーム・トップアスリートとの市民の交流、活動支援~~

~~クラブのトップアスリートによる技術指導会を開催し、地域の青少年の技術力とモチベーションを向上させるとともに、クラブチームと市民の交流を促進するための活動拠点を整備・充実させ、地域の活性化を推進します。~~

~~＝市民によるホームタウンスポーツの推進~~

~~市民の多様なスポーツ活動へのニーズに対応するため、市民参加・参画型のホームタウンスポーツを育成します。~~

~~＝Jリーグクラブ支援など「みるスポーツ」の環境づくり~~

~~市民の多様なスポーツ参加の機会を促進するため、Jリーグクラブの活動を支援し、「みるスポーツ」の環境を整備します。~~

~~＝大規模スポーツイベント等の開催・誘致~~

~~市民が参加・参画し、市民が運営する大規模スポーツイベント等を開催・誘致し、地域の活性化を図ります。~~

~~＝ホームクラブの財政支援~~

~~クラブチームが地域で果たす機能・効果を継続させるため、財政支援を行いクラブの存続を図ります。~~

~~＝ホームグラウンド周辺を含めた施設環境の整備~~

~~市民が集い、憩う場所としてホームグラウンド周辺の環境を整備し、魅力あるまちを整備します。~~

基本施策 3-4 とともに支え生きる社会の創造

私たちは社会において多くの人々とのつながりの中で相互理解しながら生きており、国籍、文化、習慣、性別、世代、考え方など様々な違いを認め合った上で、多様な価値観を受け入れ、「共生」する社会をつくっていく努力が必要です。

そして、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない社会の実現を目指すためには、すべての市民が、あらゆる機会、あらゆる場を通して、さまざまな人権問題に関する理解を深める必要があります。

基本施策 3-5 では、すべての人々が権利の主体として人権を尊重され、互いに支え合いながらともに生きる社会の創造を目的とした施策を展開します。

<展開する施策>

(1) 人権教育の推進

市民に広く人権意識の向上を図るため、事業者や関係団体、行政関係部局が連携し、人権尊重教育の推進に取り組みます。

具体的な事業

人権フォーラムの開催

施策の受け手としてではなく、送り手として、市民が施策に参画し、実施主体となってフォーラムを開催し、人権思想の普及啓発ができるよう支援していきます。

人権研修の充実

教職員や社会教育関係職員等を対象に様々な人権問題に関する研修・啓発に取り組みます。

平和・人権学習の推進

平和・人権について学習する機会を市民とともに進め、ともに生きる地域社会の創造を目指します。

~~男女平等推進学習の推進~~

(3)へ移動

~~男女があらゆる場において個人として自立し、多様な個性を生かして協力し、責任を分かち合える男女共同参画社会の創造を目指し、市民とともに進めます。~~

人権・同和教育の推進

職場や家庭など身近なところで人権・同和問題について理解を深められるよう、人権研修の機会や広報、インターネットでの情報提供など市民を対象にした人権教育の充実を図ります。

(2) 子どもの権利保障の推進

「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもを一人の人間(権利の主体)として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きていくことを支えていくために、学校・家庭・地域の連携による子どもの権利保障の推進を図ります。

具体的な事業

子どもの権利学習学校派遣事業の充実

子どもの権利保障を推進するための一環として、専門の講師を学校に派遣し、子ども自身が暴力や権利侵害から自分を守る方法や自己や他者を尊重する態度や意識を学び合う学習を推進します。

子ども会議の充実

子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの意見を市政に反映させる場である「子ども会議」の充実を図ります。子どもの意見の具現化に向けて学校・家庭・地域・行政の連携を深めるとともに、全市・中学校区・行政区子ども会議の交流の推進と、子どもによる子どものための情報ネットワークの整備に向けた支援を行います。

子どもの権利学習資料、相談カードの作成の充実

学校において、子どもの権利学習を推進するために、子どもの権利学習資料の充実を図ります。また子どもが自分を守るために安心して相談できる機関の情報提供を充実させます。

子どもの権利に配慮した学習機会の提供

家庭教育学級等、さまざまな機会をとらえ、子どもの権利に関する学習を促進します。

(3) 共生社会の推進

人は地域社会の一員であるという考えに立ち、共助によりともに支え合う地域社会を実現するために、様々な市民の社会参加と相互理解を推進します。

具体的な事業

外国人市民のための識字（日本語）学級の充実

外国人市民が地域で生活するうえで必要な日本語を学ぶ場として、各市民館では識字学級を開催するとともに、外国人市民の日本語学習を支えるボランティアの養成研修を進め、識字学級が外国人市民と日本人市民との共同学習の場となるよう、充実を図ります。

異文化体験講座・イベントの開催

国際化関連のシンポジウムや国際理解のための講座等の継続的な実施・支援に加え、21世紀の国際社会の担い手となる小中学生たち若い世代に対し、積極的な国際理解の場の提供に努めます。

障害者社会参加活動の支援

市民館における障害者社会参加事業の開催など、障害のある市民の学習・交流の機会の充実を図り、社会参加を支援するとともに、そのためのボランティアの養成に努めます。

男女平等推進学習の推進

男女があらゆる場において個人として自立し、多様な個性を生かして協力し、責任を分かち合える男女共同参画社会の創造を目指し、市民とともに進めます。

図書館における外国人や障害を持つ市民の学習支援

図書館に来館が困難な市民への図書の郵送サービスなどを進めるとともに、外国語資料の充実や、多言語での資料検索システムの整備を行います。

~~(4) 地域共生教育の推進~~ (3)と合体して整理

~~人は地域社会の一員であるという考えに立ち、互助・共助の意識をもちながら、地域とともに支え合う社会をを実現するために地域共生教育を推進します。~~

具体的な事業

~~ボランティア活動の支援~~ 3-1-(3)へ移動

~~市民が地域との関係性もち、より豊かな生活を送るために、ボランティアとして地域活動等への参加を促進・支援します。また、ボランティア入門講座などをおして市民がボランティアを始めるきっかけづくりに努めます。~~

~~地域イベントの開催支援~~

~~市民が地域との関わりをもつ機会を促進するため、地域イベントの開催を支援し、市民の交流と地域との共生意識の向上を図ります。~~

~~障害者社会参加活動の支援~~

~~障害のある方が地域のなかでともに生きていくための活動を支援し、そのためのボランティア養成を実施します。~~

~~地域共生の意識啓発~~

~~地域の人々とともに生きることの必要性・重要性を啓発するためのイベント・ポスター作成・ホームページによる啓発を展開します。~~

基本政策 4 教育行政

本市教育委員会においても、これまでどちらかと言えば、「どの地域、どの学校、誰に対しても同じような」教育を保障する、という従来型の公教育原理に沿って教育行政を進めてきましたが、昨今では社会状況が大きく変化するとともに、教育に対するニーズが、地域レベルや個人レベルで非常に多様化し、これまでの画一的な施策ではそれぞれのニーズに十分応えることが難しくなってきました。

一方で、財政状況の厳しい中、効率的、効果的な政策の推進が急務の課題となっており、教育行政も例外ではありません。

これからの新しい教育行政のあり方として、多様化する市民のニーズに、効果的・効率的にきめ細かく応える体制の構築を進めていきます。

基本施策 4-1 教育支援体制の再編

価値観の多様化により、社会教育・文化・スポーツ活動における市民のニーズが多様化するだけでなく、学校教育においても、それぞれの地域や保護者のニーズが多様化しており、全市一律ではなく、個々のニーズに応じたきめ細かい施策や取組が求められています。

また、少子高齢化、情報化、グローバル化、などの社会環境の大きな変化にともなって、子どもたちの教育や生涯を通じた学習に関する課題は非常に複雑化、高度化しており、専門的な支援を行うことが求められています。

基本施策 4-1 では、多様化する市民のニーズや高度化する教育課題に対応するために、市民との協働、専門的な支援、行政区単位の支援を実現する教育行政の体制をつくることを目的とした施策を展開します。

<展開する施策>

(1) 市民参加による教育支援体制の充実

教育行政における既存の住民参加の仕組みである地域教育会議と学校教育推進会議について、その活動を活性化し、これまで以上に住民の力を教育行政の推進に活かせるような体制をつくります。

具体的な事業

行政区・中学校区地域教育会議の活性化（再掲 3-1-(2)- ） 重点施策 6-

学校・家庭・地域の連携を推進するための市民の自主的な活動組織である行政区・中学校区地域教育会議が、以下のような視点で活性化していくよう、支援していきます。

中学校区地域教育会議

住民・保護者・教職員の合意形成を図り、学校教育推進会議等と連携しながら学校の運営や活動を支援するとともに、地域の子育て支援や学校と地域の協働を推進する組織として機能する。

行政区地域教育会議

中学校区地域教育会議の支援・補完を通してそれらをネットワークし、また行政区全体の生涯学習活動を促進させるための支援とコーディネートを行い、地域住民の教育行政への意見反映をも含めた、住民自治と行政との協働の仕組みづくりの一端を担う組織として機能する。

学校教育推進会議の活動促進（再掲 1-2-(3)- ） 重点施策 2- 、6-

開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員制」と「川崎市子どもの権利に関する条例」第4章「子どもの参加」にある「定期的に話し合う場」の機能を併せ持つ、学校教育推進会議の活動を促進し、さらに多くの子どもや保護者の意見を聞いていきます。

（2）専門的な教育支援体制の整備

複雑化、高度化する教育課題について、的確な現状の把握・分析を行い、専門的な解決策の検討を行うことのできる教育支援体制をつくります。

具体的な事業

川崎市教育改革推進協議会（仮称）の設置（再掲 1-2-(1)- ） 重点施策 6-

学識経験者、教職員、保護者、市民などが、本市における教育改革を推進していくにあたっての具体的な課題について検討する場として、川崎市教育改革推進協議会（仮称）を設置します。

大学や研究機関との連携

市内外の大学や研究機関との連携を深め、高度な教育課題の解決に対する専門的な支援を受けられるようにします。

（3）行政区単位での支援体制の整備

多様化する市民ニーズへの対応のために、現場により近いところで意思決定できる体制や、市民から見て身近なところで教育に関する総合的な対応を行うことのできる体制をつくります。

具体的な事業

行政区における教育支援体制の整備（再掲 3-1-(2)- ） 重点施策 2- 、6-

各行政区において学校教育と社会教育を総合的に推進する体制を以下の2つの視点から整備することで、市民の主体的な学習や活動と各学校の運営等をよりきめ細かく支援していきます。

社会教育施設・市民利用施設・学校施設のネットワーク化による、市民の学習や活動の場の充実

学校教育・社会教育に加え、子育て・福祉などの関係部署との連携による、学校運営や市

民の主体的な活動への支援施策の総合化

行政区地域教育会議等との連携

上記の行政区における教育支援体制の整備に際しては、行政区地域教育会議等との連携を重視します。

基本施策 4-2 教育行財政の改革

平成 15 年度に教育委員会対象の包括外部監査が実施され、教育委員会の事務事業執行の基本的なところからの見直し、改善が求められました。市全体の行財政改革プランへの対応と併せて、包括外部監査での指摘事項への対応により、教育行財政の改革を推進することが必要となっています。

基本施策 4-2 では、教育委員会の事務事業の根本的な改善を実現することを目的とした施策を展開します。

< 展開する施策 >

(1) 教育委員会の事務事業の改善

平成 16 年度に策定した「事務事業改善プラン」を着実に実行することはもちろんのこと、より効率的、効果的な教育行財政の実現に向けた取組を続けます。

具体的な事業

教育委員会事務の改善体制の確立

教育委員会に、事務事業の改善を推進、評価、指導する体制を確立します。

補助委託事業執行の改革

補助委託事業の執行状況のチェックを強化し、補助委託先への指導の徹底を行うとともに、学校関係団体への委託事業については教育委員会事務局が直接執行する体制への移行を進めます。

外部団体の改善

生涯学習振興事業団等、教育委員会所管の外部団体における事務事業の改善や組織の適正化などを行います。

物品管理の徹底

教育委員会における職員のコスト意識向上のための第一歩として、物品管理を徹底します。

組織の適正化と人件費削減

教育委員会における業務内容の見直しを行った上で、その業務を執行するための組織としての適正化や人件費の削減を行います。

第4章 プランの進め方

1 プランの広報

本プランは、保護者、地域住民、子どもたちなど、多くの方々の参画を得てはじめて実現可能となります。従って、プランの具体的な推進と同時に、プランの内容に関するPRを進め、プラン実現に向けての協力や参画に関する広報にも力を入れていきます。

2 PDCAのサイクル、スケジュール、進捗管理体制

本プランは、計画（PLAN）- 実行（DO）- 評価（CHECK）- 見直し（ACTION）のサイクルで推進します。

毎年、重点施策の実施状況や得られた成果について評価し、3年後には、評価結果に基づいて、主に重点施策についての見直しを行います。

本プランの実施状況や成果の評価、見直しは、教育委員会及び川崎市教育改革推進協議会（仮称）で行い、評価結果等について市民に公表します。

3 川崎市教育目標について

（1）設定時の歴史的経緯について

川崎市教育目標設定委員会の設置

教育委員会発足後まもない昭和26年度初頭、教育委員や教育研究所長からの声がおこり、本市としての教育目標の設定が問題となりました。

その後、市立学校の校長及び教員代表、教育委員会事務局関係者、市内在住の有識者、企業関係者の代表ら数十名によって川崎市教育目標設定委員会が組織されました。

昭和26年4月26日の第1回設定委員会以来数度の会合の中で、教育基本法をはじめ教育法規の分析研究や、本市の都市形態、市民性の特質が検討され、川崎市教育目標の起草に対する方向づけが次のようになされました。

教育基本法に示された新しい日本教育の目的が達成されるためには、その目的が郷土社会の実情に即し、更に具体化されなければならない。工業都市として近々十数年間に飛躍的な発展を遂げたわが川崎市は、東南部工業地帯を中核として北西部農村地帯まで、長くその区域が広がっている。その自然的環境と人為的都市計画は、市民の生業、教養、風俗がかもしたず雰囲気と相まって特異な都市の性格を帯びていることは周知の如くで

ある。今、工都川崎の名に加えるに、国際文化都市川崎の建設途上にあつてわれわれは川崎が誇る伝統と戦後醸成された新事態とを具に検討して、よき川崎市民はよき日本人であるとの信念のもとに、本市の教育目標が設定されなければならない。

教育研究所での研究

文案の作成は、教育委員会事務局と教育研究所で進められました。研究所では、教育目標の設定にあつて将来をみこした人間像(子ども像)、市民像にかんがみ、より具体的な目標にするべく案を練った。この研究所案は、事務局案と統合されて原案となりましたが、結果的には研究所案が大幅に取り入れられたものとなりました。

川崎市教育目標の設定・公表

昭和27年1月8日の教育委員会定例会において、原案に対する検討が行われ、若干の修正のうえ、以下の内容が昭和27年1月30日に川崎市教育目標として設定・公表されました。

そこでは、教育基本法に基づきながら地域に即した具体的な目標を市民の日常生活に生かすべきことを説いており、単に学校教育のみならず、青少年の校外教育・成人の自己教育・社会教育においても実現を期待されていました。

教育は人間生がいのことであり、その主眼は人間性をたつとび、その正しい個性の伸長をはかるにある。しかもそれは日々の生活のなかにあつて進められるものであるから、教育は実在われわれ市民の手によって行われるべきものである。われわれはその責任において自己を教育し、又次代の市民を育成しなければならない。教育基本法には民主的で且つ文化的な国家の成員を教育する大方針を示しているが、独立日本の新生にあたり、われわれはこれを地域に即し一層具体化し教育を市民の中にいかすために、よりはっきりした目標をたてなければならない。

日本の動脈、京浜の中心にあつてゆるがぬ工業都市として戦後いちやく再興し、更に新興港都として、はたまた文化都市として一大飛躍をこころみんとするわが川崎市の動態は、各方面から驚異の眼をもってみられている。

われわれはわが川崎市の誇るべき現実をにない、更に輝かしい未来をつくるために郷土の伝統の上から、のぞましい理想像の上から、また講和後における国家的見地から、大方の意見にききつぶさに考えて、ここに五つの目標を設定した。

われわれは青少年の学校教育、校外教育において、又成人の自己教育、社会教育においてこれが実現につとめ、真に教育をわれわれ市民の努力によって全からしめんことを念願してやまない。

「科学的で実行力のある市民」

近代生活に必要な知識と技能をやしない、合理化された生活をいとなむ実践力の強い人となる。

「民主的で明るい市民」

人々が互いに尊重しあい、真理を愛し、社会の一員として道義と責任を重んじ、自主的に行動できる明朗な人となる。

「文化的で心身ともにゆたかな市民」

心身ともに健康で、ゆたかな教養と品位をそなえ、文化都市川崎の伸展につとめる人となる。

「生産的でたくましい市民」

勤労の精神にあふれ、個性をいかす職業を身につけ、生産都市川崎になくてはならない人となる。

「国際的ではばのある市民」

世界の国々を理解し、すべての国民と手をつなぎ、国際港川崎の発展に役立つ人となる。

なお、昭和27年度の初頭に、教育委員会から教育目標実現への学校教育の指標が市立学校長に示達されています。

(2) 川崎市教育目標のあり方について

本市の教育目標は以上のような経緯で設定されたものですが、その内容については、本プラン策定の過程のなかでも、さまざまな議論がありました。

教育目標については、現代にも通ずる普遍的な目標であるという一面と、制定後50有余年を経て、「人権」や「環境」の視点の強化など、時代潮流を踏まえた改正が必要な面があると考えられます。

設定の経緯のなかで述べられているように、教育目標は教育基本法をはじめ、国の施策にも密接に関係しているところから、本市では現在の教育目標の普遍性を尊重しつつ、そのあり方について検討をしていきたいと考えています。